許可番号　第０３４４６０１４３２８号

産業廃棄物処分業許可証

住所　：広島県尾道市高須町東新涯４８１０番地５
氏名　　有限会社　モトヒロ
　　代表取締役　　元廣　千里

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事　湯崎英彦

許可の年月日　平成 31 年 2 月 7 日
許可の有効年月日　令和 6 年 2 月 6 日

１．事業の範囲
事業の区分
　中間処理（破砕），最終処分（埋立て）
産業廃棄物の種類
【破　　砕】廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。），陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃石膏ボードを含み，廃プリント配線板，廃ブラウン管，廃容器包装，自動車等破砕物，石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
【埋　立　て】廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。），陶磁器くず及びがれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み，廃プリント配線板，廃ブラウン管，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板，廃石膏ボード，廃容器包装，自動車等破砕物，水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

２．事業の用に供するすべての施設
（１）破砕施設
ア　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　平成10年11月16日設置
　処理能力　ガラスくず，コンクリートくず，陶磁器くず及びがれき類 80ｔ/日
イ　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　平成17年5月20日設置
　処理能力　廃プラスチック類 5.76ｔ/日，繊維くず及び紙くず 6.24ｔ/日
　許可年月日 平成17年1月12日　許可番号 第Ａ０７０５５号
ウ　移動式（主たる設置場所　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9）　平成20年4月18日設置
　処理能力　がれき類 440ｔ/日　許可年月日 平成20年4月16日　許可番号 第Ａ０７０６７号
エ　移動式（主たる設置場所　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9）　平成20年4月18日設置
　処理能力　木くず 100ｔ/日　許可年月日 平成20年4月16日　許可番号 第Ａ０７０６８号
オ　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　令和2年6月19日設置
　処理能力　廃プラスチック類 3.94ｔ/日，紙くず 3.44ｔ/日，木くず 4.82ｔ/日，繊維くず 1.39ｔ/日
（２）最終処分場
　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地8外3筆　昭和61年11月14日設置
　廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず，陶磁器くず及びがれき類
　埋立地の面積 8,773㎡　埋立容量 58,298㎥
（３）保管施設
ア　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　788㎡，がれき類　3,790㎥，12.8m
イ　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　25㎡，廃石膏ボード　10.4㎥，1.25m
ウ　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　36.75㎡，廃石膏ボード　14.3㎥，0.875m
エ　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　15.6㎡，紙くず　21.84㎥，1.4m
オ　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　105㎡，木くず　89.55㎥，2.5m
カ　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　40㎡，廃プラスチック類　60㎥，1.5m
キ　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　48㎡，廃プラスチック類　64㎥，2m

ク　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　15.6㎡，廃プラスチック類　21.84㎥，1.4m
ケ　広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄252番地9　36㎡，繊維くず　18㎥，1.5m

3．許可の条件

4．許可の更新又は変更の状況
令和２年１月24日　更新許可
令和２年６月19日　事業の用に供する施設の変更
令和２年７月17日　事業の用に供する施設の変更

5．規則第10条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　無